タータ)に定める温度試験の基準に適合するものであること。触器及びモータスタータ―第一節:電気機械式接触器及びモータス規格C八二〇一―四―一(低圧開閉装置及び制御装置―第四部:接の他電気を通ずる部分は、温度についての試験において、日本工業	二 動力回路を直接しや断するものにあつては、接点、端子、巻線そ定める耐電圧試験の基準に適合するものであること。―タスタータ―第一節:電気機械式接触器及びモータスタータ)に〇一―四―一(低圧開閉装置及び制御装置―第四部:接触器及びモ	、絶縁効力についての試験において、日本工業規格C八端子、巻線その他電気を通ずる部分とその外被との間のに定めるところに適合するものでなければならない。式の過負荷防止装置は、前四条に定めるところによるほ等)	改正後
	二 動力回路を直接しや断すの項に定める基準に適合す二五―一九六三(交流電磁	第五条 電気式の第五条 電気式の	改正前